

※「事業復活支援金等」とは下記 4 つのいずれかをいいます。詳細は各 HP をご確認ください。

- ①経済産業省・中小企業庁「事業復活支援金」
- ②経済産業省・中小企業庁「緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金」
- ③経済産業省・中小企業庁「緊急事態宣言又はまん延防止等重点措置の影響緩和に係る月次支援金」
- ④東京都「東京都中小企業者等月次支援給付金」

販売促進に関する助成

【募集要項】

申請前に、本募集要項を熟読してください。

交付決定した内容通りに事業が実施されなかった場合には、助成金は支払われません。熟慮の上、申請してください。

申請方法

下記のページから事前エントリーをおこなってください。

<https://www.tokyo-kosha.or.jp/support/josei/jigyo/jigyoun-fukkatsu.html>

事前エントリー期間

令和 4 年 6 月 1 7 日 (金) 10 時～令和 4 年 7 月 1 4 日 (木) 17 時

- ・本助成金につきましては事前エントリー期間中にエントリーされた方で申請可能な方（予算の範囲内で先着順）のみ申請を受け付けます。
- ・事前エントリーが予算の上限に達した場合、事前エントリー期間よりも前に締め切る場合があります。
- ・「販路開拓チャレンジ助成事業」又は「販路開拓サポート助成事業」に申請中又は交付決定を受けている方については本助成事業には申請できません。



事業復活支援金等受給者向け販路開拓サポート助成事業

検索



公益財団法人

東京都中小企業振興公社

【目次】

1	目的	1
2	助成内容	1
3	助成要件（申請要件）	2
4	スケジュール	4
5	助成対象期間	5
6	助成対象経費	5
7	助成対象となる展示会	12
8	助成対象となる EC サイト	12
9	助成対象とならない経費	13
10	申請受付	14

1 目的

本助成事業は、新型コロナウイルス感染症が長期化し、緊急事態宣言や外出自粛等により、経済活動にも大きな影響が出ていることに鑑み、事業復活支援金、一時支援金、月次支援金又は月次支援給付金（以下、「事業復活支援金等」※という）を受給した都内中小企業に展示会出展費用等の一部を助成することにより、都内中小企業の販路開拓・販売促進を支援することを目的とします。

※「事業復活支援金等」とは事業復活支援金、一時支援金、月次支援金又は月次支援給付金の4つをいいます。実施主体は下記の通りです。詳細は各 HP をご参照ください。

名称	実施主体	内容
事業復活支援金	経済産業省 中小企業庁	コロナの影響を受けた事業の継続・回復の支援に係る事業復活支援金
一時支援金	経済産業省 中小企業庁	緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金
月次支援金	経済産業省 中小企業庁	緊急事態宣言又はまん延防止等重点措置の影響緩和に係る月次支援金
月次支援給付金	東京都	東京都中小企業者等月次支援給付金

2 助成内容

都内中小企業者が、販路開拓を図るために行う「展示会参加費」・「EC サイト出店初期登録料」・「自社 web サイト制作費」及び「販売促進費」の経費の一部を助成します。

※販売促進費を申請するためには展示会参加費・EC サイト出店初期登録料・自社 web サイト制作費のいずれかの経費の申請が必須です(販売促進費単独での申請はできません)

(1) 助成対象期間

「5 助成対象期間」(☞ 5 ページ) を参照

(2) 助成限度額

150万円

(各費目にも助成限度額を設定しております。「助成対象経費一覧 (☞ 6 ページ)」参照)

(3) 助 成 率

助成対象と認められる経費の4/5以内(千円未満切捨て)

(4) 助成対象経費

展示会参加費、EC サイト出店初期登録料、自社 web サイト制作費、販売促進費

※販売促進費単独での申請はできません。

(詳細は「6 助成対象経費」(5 ページ)を参照)

3 助成要件(申請要件)

申請に当たっては、下記の(1)～(4)のすべての要件を満たすことが必要です。

- (1) 中小企業基本法で規定する中小企業者(株式会社、合名会社、合資会社、合同会社、有限会社、個人事業主)であり、本要項 15 ページの日本標準産業分類に基づく「産業分類表」の対象外ではない業種。かつ、大企業※¹が実質的に経営に参画※²していないもの

業種	資本金及び常時使用する従業員数
製造業、その他(ソフトウェア業等)	3億円以下 又は 300人以下
卸売業	1億円以下 又は 100人以下
小売業	5,000万円以下 又は 50人以下
サービス業	5,000万円以下 又は 100人以下
旅館業	5,000万円以下 又は 200人以下

※1 「大企業」とは、中小企業基本法で規定する中小企業者以外の者で、事業を営む者をいいます。ただし、中小企業投資育成株式会社と投資事業有限責任組合を除きます。

※2 「大企業が実質的に経営に参画」とは、次に掲げる事項に該当する場合をいいます。

- ・大企業が単独で発行済株式総数又は出資総額の2分の1以上を所有又は出資している場合
- ・大企業が複数で発行済株式総数又は出資総額の3分の2以上を所有又は出資している場合
- ・役員総数の2分の1以上を大企業の役員又は従業員が兼務している場合
- ・上記の他、大企業が実質的に経営に参画していると考えられる場合

(注：株式会社と有限会社は発行済株式総数で、合同会社・合資会社・合名会社は出資総額で判断します)

- (2) 次のア又はイに該当するもの

ア 法人の場合、本店又は支店の所在地が都内に登記され、都内の主たる事業所等において実質的に事業が行われ※、都税等を遅滞なく納めていることを下記の証明書により確認できるもの。

イ 個人事業主の場合、主たる事業所等が都内に実在し、都内の主たる事業所等において実質的に事業が行われ※、都税等を遅滞なく納めていることを下記の証明書により確認できるもの。

※「実質的に事業を行っている」とは単に登記や建物があることだけでなく、客観的にみて都内に根付く形で事業活動が行われていることを指します。

	法人	個人事業主
事業所が都内にあることの証明	履歴事項全部証明書	開業・廃業等届出書
事業税納税の証明	法人事業税の納税証明書*都税	【事業税課税の場合】 個人事業税の納税証明書*都税 【事業税非課税の場合】 所得税納税証明書(その1)*国税
住民税納税の証明	法人都民税の納税証明書*都税	【住民税課税の場合】 住民税の納税証明書*区市町村発行 【住民税非課税の場合】 住民税の非課税証明書*区市町村発行

(3) 「事業復活支援金等」の受給を確認したことがわかるもの（ハガキ・通知書・メール）を提出できること

(4) 次のア～セのすべてに該当するもの

ア 助成対象として申請した内容（経費）に関して、（公財）東京都中小企業振興公社（以下、「公社」という）・国・都道府県・区市町村等が実施する他の制度（補助金等）から支援を受けないこと。また、他の助成事業に重複する内容（経費）を併願申請していないこと。なお、「事業復活支援金等」はこの限りではありません。

イ 「販路開拓チャレンジ助成事業」の交付決定を受けていないこと

ウ 「販路開拓サポート助成事業」に申請中又は交付決定を受けていないこと

エ 「展示会出展助成事業」に申請中でないこと

オ 「販路拡大助成事業」、「展示会出展助成事業」又は「緊急販路開拓助成事業」の利用者は、事業を完了し確定通知書を受領している又は事業中止の承認を受けていること

カ 本事業の申請は、一事業者につき一回であること

キ 事業税等を滞納していないこと（都税事務所との協議のもと、分納している期間中も申請できません）。なお、新型コロナウイルス感染症の影響により国税・地方税の徴収（納税）猶予を受けている場合は、徴収（納税）猶予許可通知書の写しを提出すること

ク 東京都及び公社に対する賃料・使用料等の債務の支払いが滞っていないこと

ケ 過去に公社・国・都道府県・区市町村等から助成を受け、不正等の事故を起こしていないこと

コ 「東京都暴力団排除条例」に規定する暴力団関係者、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」第2条に定める営業内容又は金融・貸金業等、公社が公的資金の助成先として社会通念上適切ではないと判断するものでないこと。その他、連鎖販売取引、ネガティブ・オプション（送り付け商法）、催眠商法、靈感商法など公的資金の助成

先として適切でないと判断する業態を営むものではないこと

サ 民事再生法又は会社更生法による申立て等、助成対象となる取り組みの継続性について不確実な状況が存在しないこと

シ 助成対象となる取り組みの実施に当たって必要な許認可を取得し、関係法令を遵守していること

ス 過去に公社から助成金の交付を受けている者は、「企業化状況報告書」「実施結果状況報告書」等を所定の期日までに提出していること

セ 申請に必要な書類をすべて提出できること

4 スケジュール

事前エントリーから実施、助成金の受け取りまでの流れは下表のとおりです。

実施内容	時期・期間	内容
事前エントリー	令和4年6月17日10時～ 令和4年7月14日17時	・下記ページから事前エントリーを行ってください。 https://www.tokyo-kosha.or.jp/support/josei/jigyo/jigyou-fukkatsu.html 本助成金につきましては <u>事前エントリー期間中にエントリーされた方のなかから先着順で、予算の範囲内で申請可能な方のみ申請いただけます。</u>
申請前準備	申請までに	・本募集要項を熟読
申請受付	令和4年7月中旬開始予定	・ <u>申請受付はWEBフォームにて行います。</u> 詳細は後日HPにて公開します。 ※事前エントリーで整理番号を取得されていない方は申請できません。
交付決定	令和4年10月1日より順次（申請内容に不備がある場合、交付決定が遅れることがあります）	
助成対象となる取り組みの実施（助成対象期間）	令和4年10月1日～ 令和5年10月31日 （最長1年1か月）	・助成対象期間内で申請内容に基づき速やかに事業を実施
実績報告書の提出	助成対象となる取り組み実施後	・取り組み実施後、実施状況及び支払いを確認するための実績報告書を速やかに提出
完了検査	実績報告書提出後	・実績報告書をもとに公社が検査
助成金額の確定	完了検査から約2か月後	・助成金の額は実績に基づくため、助成金交付予定額から減額となることがあります

助成金の請求	助成金額確定後	・ 公社指定様式の請求書を作成
助成金の受取	請求書到着から約 1 か月後	

5 助成対象期間

助成対象期間は、下記のとおりです。助成対象期間内に、発注又は契約・実施・支払いが完了する経費が助成対象です。展示会参加費のうち、小間スペース利用料・オンライン出展基本料の申込・契約のみ、助成対象期間前に行ったものも対象となります。（実施・支払いについては助成対象期間中に行う必要があります。）

助成対象期間
令和 4 年 10 月 1 日～令和 5 年 10 月 31 日（最長 1 年 1 か月）

6 助成対象経費

助成対象経費は、原則、次の（１）～（６）の条件を満たし、「助成対象経費一覧（ 6 ページ）」に掲げる経費です。消費税や手数料等、間接経費は除きます。

助成対象経費の算出に当たっては、事業完了後の実績額と大きな差額が生じないように、実行の可能性を十分に検討してください。

- （１） 助成対象となる取り組みをするための必要最小限の経費
- （２） 助成対象期間内に発注又は契約・実施・支払いが完了する経費
- （３） 助成対象（使途、単価、仕様、数量等）が報告書類（写真、帳票類等）により確認可能であり、かつ、本助成対象となる取り組みに係るものとして明確に区分できる経費
※報告書類は日本語表記によるものに限る
- （４） 生業かつ主要業務とする業者へ直接委託・契約するもの
- （５） 自社内で直接実施することが困難なものについて外部に委託する場合の経費
- （６） 販売促進費の助成対象とする制作物や広告は、自社又は自社で取り扱う製品・技術・商品・サービス（以下「自社で取り扱う商品・サービス」という。）の制作物や広告であることが確認できること

【助成対象経費一覧】

展 示 会 参 加 費		
費目	内 容	助成限度額
小間スペース利用料	リアル展示会※のみ ※リアル展示会とは、実際の会場で開催される展示会をいいます。 申請者名義で自ら主催者と契約し、自ら出展小間内で商談を行うための小間スペース利用料 ア 「7. 助成対象となる展示会（☞12 ページ）」に該当するリアルに開催される展示会への出展であること ※ 展示会主催者又は公社・国・都道府県・区市町村等が運営するパビリオン（展示会内の一部のエリアを借り上げ企画募集する小間）への出展の場合、パビリオンと展示会本体の両方の出展要項の提出が必要です イ 出展と支払いが助成対象期間内であること ※ 申込・契約のみ助成対象期間前に行っているものも対象です。 ウ 自社又は自社で取り扱う商品・サービスの展示であることが確認できること エ オプション費用等のうち、「小間装飾費」（☞7 ページ）「販売促進費」（☞10 ページ）に該当する経費については各費目で申請してください。	限度額 なし(オンライン出展基本料に係る部分は20万円まで)
	リアル展示会 + オンライン出展 上記の小間スペースに加えて、併設されたオンライン展示会に出展する場合に係る出展基本料 ア リアル展示会に併設されるものであること イ リアル展示会とオンライン出展がどちらも助成対象期間内に開催されること ウ 自社又は自社で取り扱う商品・サービスの展示であることが確認できること エ オプション費用等のうち、「小間装飾費」（☞7 ページ）「販売促進費」（☞10 ページ）に該当する経費については各費目で申請してください	
	【助成対象外となる例】 ・セミナー・レクチャー・体験会等に係る経費や場所代又は参加費、招待券購入費、懇親会・パーティ参加費、来場者サービスに係る経費、駐車場代等、出展に直接関係のない経費 ・共同キッチンや共同商談エリア、チラシ設置所等、自社小間以外のスペースに係る経費 ・他社や他社商品・サービスの内容が含まれる展示（共同出展）や、他社名のみを掲示した展示に係る経費 ・キャンセル料、協賛金 ・オンライン展示会に係る、出展基本料以外のすべての経費（例：コンテンツ、システム、その他オプション費用等） ・申請者が主催となって開く個展に係る小間スペース料、レンタルスペース代 ・展覧会等、小間を設けず自社の商品・サービス等を陳列する場合に係るスペース代	

費目	内 容	助成限度額
オンライン出展基本料	オンライン出展のみ 申請者名義で自ら主催者と契約し、商談を行うためのオンライン展示会に出展する場合に係る出展基本料 ア 「7. 助成対象となる展示会（☞12 ページ）」に該当するオンライン展示会であること イ 出展と支払いが助成対象期間内であること ※ 申込のみ助成対象期間前に行っているものも対象です。 ウ 自社又は自社で取り扱う商品・サービスの展示であることが確認できること また、出展期間中常時自社の商品・サービスを閲覧可能な個別の専用ページが掲載されていること エ オプション費用等のうち、「販売促進費」（☞10 ページ）に該当する経費については、各費目で申請してください。 申請者が助成対象期間中にオンライン出展したことを確認するため、申請者の出展小間の全ページと出展者一覧ページを出力した紙（<u>URL</u>と<u>展示会名</u>が記載されているもの）を保管してください。 同書類を提出していただくことが支払いの条件となります。	20万円
	【助成対象外となる例】 ・オンライン展示会に係る、出展基本料以外のすべての経費（例：コンテンツ、システム、その他オプション費用等） ・他社や他社商品・サービスの内容が含まれる展示（共同出展）や、他社名のみを掲示した展示に係る経費 ・申請者が主催となって開く個展やオンラインサロン等に係るオンライン出展基本料 ・自社の商品・サービスを閲覧可能な個別の専用ページが存在しないこと（シンポジウムやセミナー等）	
小間装飾費	※助成対象となるリアル展示会に出展した場合のみ小間装飾費の申請が可能 (小間スペース利用料を申請しない場合も出展要項を提出してください) 小間に設置する什器・備品のリース代、電気代（設営工事費を含む）、主催者の提供するパッケージ装飾等の小間装飾委託費 ア 必要最小限の小間装飾に係る委託費や備品等のリース代であること(購入は不可) イ 小間内に掲示するポスター・パネルの印刷委託費（印刷に付随するデザイン費含む） ウ リアル展示会の自社小間内での使用が写真等により確認できること エ 出展申込と一体で展示会主催者に申し込む場合に限り、助成対象期間前の申込でも対象とする。	35万円

	【助成対象外となる例】 ・手数料、交通費、レンタカー代、ガソリン代、宿泊費、保険料（輸送に係る保険を除く）、飲食費、スタッフ用備品に係る経費、雑費等の間接経費 ・商品サンプル等に係る経費（展示用商品、商品サンプル、パッケージ等） ・人件費とみなされる経費（コンパニオン、アルバイト、通訳、営業代行、モデル、カメラマン等） ・他の用途にも使用できるものに係る経費（はがき、試供品、ノベルティ）	
輸 送 費	※助成対象となるリアル展示会に出展した場合のみ輸送費の申請が可能 (小間スペース利用料を申請しない場合も出展要項を提出してください) 展示物の輸送を、運送事業者へ外部委託する場合の輸送委託費 ア 自社の所在地と展示会場間の経由地を含まない輸送費 イ 展示に係る輸送であること	限度額 なし
	【助成対象外となる例】 ・内容が不明な輸送物や、輸送以外（保管、設置等）に係る経費 ・自社の所在地から展示会場への輸送の際に、輸送に必須ではない地点を経由している場合 ・レンタカー代、駐車場代、ガソリン代、スタッフ用備品等の運送費	
EC サイト出店初期登録料		
費目	内 容	助成限度額
EC サイト 出店 初期 登録 料	申請者名義で自ら運営者と契約し、出店する場合の初期登録料※ ア 「8. 助成対象となる EC サイト（12 ページ）」に該当しており、初めて出店するモール型 EC サイトであること イ 「特定商取引法に基づく表記」の内容を示すページに申請者名及びその連絡先が記載されていること、自社で取り扱う商品・サービスの自社ショップページであること ウ 助成対象期間内に初期登録を行い、かつ出店すること※ ※EC サイトの多くは「初期登録」から「出店」まで 2 か月程度要します。「出店」まで対象期間内に完了させることが必要です。 エ EC サイト運営者発行の書類等により、初期登録日が確認できること 申請者が助成対象期間中に該当の EC サイトに出店したことを確認するため、出店した EC サイトの自社の全ページを出力した紙（URL と日付が記載されているもの）を保管してください。 同書類を提出していただくことが支払いの条件となります。	20 万円
	【助成対象外となる例】 ・ EC サイト出店初期登録料以外のすべての経費（運用サービス、構築、デザイン、その他オプション費用等） ・ 自社 WEB サイトに EC 機能を付加する場合に係る経費	

自社 web サイト制作費		
費目	内 容	助成限度額
自社 web サイト制作費	自社 web サイトを制作する場合に係る制作委託費 ア 自社又は自社で取り扱う商品・サービスを PR する web サイトであることが確認できること(既に作成済の自社 web サイトの改修を含む) イ 他者の管理する web サイト（ショッピングサイトや SNS 等）の一部ではないこと ウ 運用費（ドメイン取得費・維持費、レンタルサーバ費、通信費、保守・管理費等）を含まない経費であること エ web サイト制作委託費の合計が税込 50 万円未満であること 申請者が助成対象期間中に自社 web サイトを制作したことを確認するため、制作した自社 web サイトの全ページを出力した紙（<u>URL</u>と<u>日付</u>が記載されているもの）を保管してください。 同書類を提出していただくことが支払いの条件です。	20 万円
	【助成対象外となる例】 ・ 自社 web サイト以外のサイト制作の経費（EC サイト掲載用の写真撮影費等） ・ 自社で CMS 等を利用し制作した web サイト制作に係る経費 ・ ソフトウェア・ライセンスに係る経費	

販売促進費

※販売促進費を申請するためには展示会参加費・EC サイト出店初期登録料・自社 web サイト制作費のいずれかの経費の申請が必須です(販売促進費単独での申請はできません)

展示会参加費やEC サイト出店初期登録料が無料の場合でも本要項で定める要件に該当する場合（「展示会参加費」（☞6 ページ）、「EC サイト出店初期登録料」（☞8 ページ）参照）、販売促進費の申請は可能です（展示会参加費や EC サイト出店初期登録料についても販売促進費と一緒に申請してください）

費目	内 容	助成限度額
チラシ・カタログ制作費	自社又は自社で取り扱う商品・サービスのチラシ・カタログ等に係る <u>紙媒体の印刷委託費</u> ア 対象は紙媒体の印刷費(印刷に付随するデザイン含む)のみ※ ※ 印刷とデザインの委託先が別であっても助成の対象となります。 イ 印刷物は自社又は自社で取り扱う商品・サービスのチラシ・カタログ等であることが確認できること	50 万円
	【助成対象となる例】 ・ チラシ、カタログ、会社案内、パンフレット等	
	【助成対象外となる例】 ・ 紙媒体以外の印刷に係る経費(布・プラスチック等の素材への印刷) ・ 他の用途にも使用できるものに係る経費（はがき、試供品、ノベルティ等） ・ 自社で制作した印刷物の経費 ・ 自社又は自社で取り扱う商品・サービスであることが確認できないもの ・ パッケージ等、自社の商品・サービスの原価に相当する経費	

費目	内 容	助成限度額
PR 動画制作費	自社 PR 動画又は自社で取り扱う商品・サービスの PR 動画に係る制作委託費 ア 自社又は自社で取り扱う商品・サービスを紹介する動画の制作委託費 イ 自社又は自社で取り扱う商品・サービスの PR 動画であることが確認できること	20 万円
	【助成対象となる例】 ・ 自社 HP や youtube 等の動画サイトに掲載する為に制作した動画、CM ・ イベント・展示会等での PR 用に制作した動画、CM	
	【助成対象外となる例】 ・ 自社で制作した動画制作の経費 ・ 自社又は自社で取り扱う商品・サービスであることが確認できないもの ・ 助成対象とした動画により直接的に収益を得ること	
PR 広告掲載費	自社又は自社で取り扱う商品・サービスを PR するための広告掲載費 ア 対象は<u>掲載枠に係る経費（広告掲載に付随するデザイン含む）のみ</u> イ 自社又は自社で取り扱う商品・サービスの広告であることが確認できること	20 万円
	【助成対象となる例】 ・ テレビ、新聞、雑誌、ラジオ等における広告掲載枠に係る経費 ・ インターネット広告（バナー、リスティング、SNS 広告） ・ 記事広告(プレスリリース) ・ メールやチラシの DM 発送費（チラシの制作に相当する部分はチラシ・カタログ制作費で申請してください）	
	【助成対象外となる例】 ・ インフルエンサー(youtuber、インスタグラマー等)へのプロモーション代行に係る経費 ・ スポンサー契約及び協賛に関する経費 ・ 自社で制作した PR 広告の経費 ・ 自社又は自社で取り扱う商品・サービスであることが確認できないもの	

7 助成対象となる展示会

自社で取り扱う商品・サービスの販路開拓を目的とした展示会（リアル展示会、オンライン展示会）への出展を対象とし、下記の（１）～（９）の要件をすべて満たすことが必要です。

※ 営業代行等は助成対象となりません。

（１）事業者との商談を開催主旨とする展示会であること

※ 展示会場での販売が主旨と認められる場合(即売会等)は、助成対象となりません。

（２）出展要項が主催者により発行され、一般に公開(主催者 HP、雑誌等)されていること。
ただし公社・国・都道府県・区市町村等が主催するものについてはこの限りではありません。

（３）出展要項が日本語で記載されていること

（４）自社が主催又は運営に携わる展示会ではないこと

※ 自社役員・従業員が役員・従業員を兼務している法人等による主催又は運営に携わる展示会を含みます。

（５）助成対象期間内に開催される展示会であること

（６）申請者が主体の出展であること

※ 申込から支払い・実施までの一連の手続きを申請者名義で自ら行い、申請者自らが出展小間内で商談を行うことが必要です。

（７）申請者以外の他社との共同名義での出展でないこと

（８）起業家・ファンド等の資金集めを目的に行う出展ではないこと

（９）出展要項に小間スペース利用料又はオンライン出展基本料の記載があること

8 助成対象となるECサイト

モール型 EC サイト※へ出店する場合の初期登録料の一部を対象とし、下記の（１）～（６）の要件をすべて満たすことが必要です。

※ モール型 EC サイトとは、インターネット上のショッピングモールのようなスペースを提供する EC サイトをいいます。

（１）インターネット上のモールプラットフォーム内にショップを展開し管理・運用する形式のモール型 EC サイトへの出店であること

※ 「出品」ではなく「出店」であり、統合管理型（自社モール構築）やサイト構築等の委託費（モール型 EC サイトへの出店を含む場合でも）は対象ではありません。

※ 対象となるモール型 EC サイトとは、EC サイトの傘下にショップページが設置される形式です（独自ドメインの URL を持つものではなく、モール型 EC サイトのドメインにショップページ用のディレクトリが割り振られるものです）。

例：<https://www.ec-site.co.jp/hanro-support>

（２）自社が主催又は運営に携わる EC サイトではないこと

- (3) 「特定商取引法に基づく表記」の内容を示すページに申請者名及びその連絡先が記載され、自社で取り扱う商品・サービスの出品登録から売り上げ集計・受注管理・発送業務等全ての運営業務を自社が主体的に担う形式の EC サイトであること
- (4) 申請者名義で自ら EC サイト運営者と直接契約する場合の出店初期登録料*であること
※ 初期登録時に一括で支払う場合も含め、運用サービスや構築等「初期登録料」以外の経費は対象ではありません。
- (5) 助成対象期間内に、出店の初期登録及び出店をすること
- (6) 申請者以外の他社との共同名義での出店でないこと

9 助成対象とならない経費

「6 助成対象経費 (5 ページ)」に記載のない経費は助成対象ではありません。申請した経費であっても、交付決定後に助成対象経費に該当しないことが判明した場合は、助成対象にできません。

また、使用（実施）状況が確認できない経費、委託先や発注・契約・実施・支払い等が不適切な経費、提出した実績報告書類に不足がある場合も助成対象にできません。

(1) 助成対象とならない主な経費

- ア 手数料、交通費、レンタカー代、ガソリン代、宿泊費、保険料（輸送に係る保険を除く）、飲食費、雑費等の間接経費
- イ 調査、打ち合わせ及びコンサルティング的要素を含む経費、その他自社や自社で取り扱う商品・サービスの PR に直接的に関わらないすべての経費
- ウ 購入物、特注品、自社で制作する場合の経費
- エ 他の用途にも使用できるものに係る経費
- オ 租税公課（例：消費税、印紙代等）
- カ 支払いに際して、クレジットカード、ポイントカード、デビットカード等により取得又は使用した現金換算可能なポイント分
※ 過去に取得したポイントの使用分も含まれます。
- キ 購入額の一部又は全額に相当する金額を口座振込や現金により助成事業者へ払い戻すことで、購入額を減額・無償とすることにより、取引を証明する証憑に記載の金額と実質的に支払われた金額が一致しないもの
- ク 公的資金の使途として社会通念上、不適切と認められる経費

(2) 助成対象経費であっても助成できない場合の例

- ア 見積書、契約書、納品書、請求書、振込控え等の帳票類が不備の場合

- イ 制作物・写真等で助成対象となる取り組みの実施を確認できない場合
- ウ 親会社、子会社、グループ企業等関連会社(自社と資本関係のある会社又は役員及び役員に準ずる者等) 又は社員を兼任している会社、代表者の三親等以内の親族が経営する会社等との取引に要する経費※
※「会社」には個人事業者、法人及び団体等を含みます。
- エ 申請者が委託した業者からさらに別業者へ、主要な業務又は業務全部の委託が行われている場合
- オ 委託した業務が主たる業務であることを公開情報から確認できない業者への委託費
- カ 対外的に自社の業務と謳っているものを外部委託している場合
- キ 一般価格や市場相場等と比べて著しく高額な場合
- ク 委託先や発注・契約・実施・支払いが不適切な場合
- ケ 発注又は契約から支払い・決済までの一連の手続きが、助成対象期間中に行われていない場合
- コ リアル展示会に出展しない場合、その出展に係る小間装飾費・輸送費

10 申請受付

(1) 申請受付について

申請受付はWEB フォームにて行います。詳細は後日 HP にて公開します（令和 4 年 7 月中旬予定）。

※事前エントリーで整理番号を取得されていない方は申請できません。

(2) 問い合わせ先

「販路開拓サポート助成事業」事務局

●事前エントリーについて

☎03-5816-8700（受付時間 平日 9:00～17:00）

●申請・その他内容について

☎03-4446-6057（受付時間 平日 9:00～17:00）

※サービス品質向上のため、通話内容を録音させていただきます。

【産業分類表】

大分類	中分類・小分類
A 農業、林業	01 農業
	02 林業
B 漁業	03 漁業
	04 水産養殖業
C 鉱業、採石業、砂利採取業	05 鉱業、採石業、砂利採取業
D 建設業	06 総合工事業
	07 職別工事業（設備工事業を除く）
	08 設備工事業
E 製造業	09 食料品製造業
	10 飲料・たばこ・飼料製造業
	11 繊維工業
	12 木材・木製品製造業（家具を除く）
	13 家具・装備品製造業
	14 パルプ・紙・紙加工品製造業
	15 印刷・関連業
	16 化学工業
	17 石油製品・石炭製品製造業
	18 プラスチック製品製造業（別掲を除く）
	19 ゴム製品製造業
	20 なめし革・同製品・毛皮製造業
	21 窯業・土石製品製造業
	22 鉄鋼業
	23 非鉄金属製造業
	24 金属製品製造業
	25 はん用機械器具製造業
	26 生産用機械器具製造業
	27 業務用機械器具製造業
	28 電子部品・デバイス・電子回路製造業
	29 電気機械器具製造業
	30 情報通信機械器具製造業
	31 輸送用機械器具製造業
	32 その他の製造業
	33 電気業
	34 ガス業
	35 熱供給業
	36 水道業
F 電気・ガス・熱供給・水道業	37 通信業
	38 放送業
	390 情報サービス業のうち 管理、補助的経済活動を行う事業所
	391 ソフトウェア業
	3921 情報処理サービス業
	3922 情報提供サービス業
	3923 市場調査・世論調査・社会調査業
	3929 その他の情報処理・提供サービス業
	40 インターネット附随サービス業
	410 映像・音声・文字情報制作業のうち 管理、補助的経済活動を行う事業所
	411 映像情報制作・配給業
	412 音声情報制作業
	413 新聞業
	414 出版業
	415 広告制作業
	416 映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業
H 運輸業、郵便業	42 鉄道業
	43 道路旅客運送業
	44 道路貨物運送業
	45 水運業
	46 航空運輸業
	47 倉庫業
	48 運輸に附帯するサービス業
	49 郵便業（信書便事業を含む）
I 卸売業、小売業	50 各種商品卸売業
	51 繊維・衣服等卸売業
	52 飲食料品卸売業
	53 建築材料、鉱物・金属材料等卸売業
	54 機械器具卸売業
	55 その他の卸売業
	56 各種商品小売業
	57 織物・衣服・身の回り品小売業
	58 飲食料品小売業
	59 機械器具小売業
	60 その他の小売業
	61 無店舗小売業
J 金融業、保険業	62 銀行業
	63 協同組織金融業
	64 貸金業、クレジットカード業等非預金信用機関
	65 金融商品取引業、商品先物取引業
	66 補助的金融業等
	67 保険業（保険媒介代理業、保険サービス業を含む）

※ 製造販売の場合、
以下のとおりの分類
となります

(1) 店舗所在地が
製造場所と同一
⇒ 小売業

(2) 店舗所在地が製
造場所と異なる
⇒ 製造業

(3) 通信販売のみで
店舗はない
⇒ 製造業

(4) BtoBの卸のみで
小売はしていない
⇒ 製造業

大分類	中分類・小分類
K 不動産業、物品賃貸業	68 不動産取引業
	690 不動産賃貸業・管理業のうち 管理、補助的経済活動を行う事業所
	691 不動産賃貸業（貸家業、貸間業を除く）
	692 貸家業、貸間業
	693 駐車場業
	694 不動産管理業
	70 物品賃貸業
L 学術研究、専門・技術サービス業	710 学術・開発研究機関のうち 管理、補助的経済活動を行う事業所
	711 自然科学研究所 対象外
	712 人文・社会科学研究所 対象外
	72 専門サービス業（他に分類されないもの）
	73 広告業
	74 技術サービス業（他に分類されないもの）
M 宿泊業、飲食サービス業	750 管理、補助的経済活動を行う事業所
	751 旅館・ホテル
	752 簡易宿所
	753 下宿業
	759 その他の宿泊業
	76 飲食店
	77 持ち帰り・配達飲食サービス業
N 生活関連サービス業、娯楽業	78 洗濯・理容・美容・浴場業
	79 その他の生活関連サービス業（791を除く）
	791 旅行業
	80 娯楽業
O 教育、学習支援業	810 学校教育のうち 管理、補助的経済活動を行う事業所
	81 学校教育（810を除く全て） 対象外
	82 その他の教育・学習支援業
P 医療、福祉	830 医療業のうち 管理、補助的経済活動を行う事業所
	831 病院 対象外
	832 一般診療所 対象外
	833 歯科診療所 対象外
	834 助産・看護業
	835 療術業
	836 医療に附帯するサービス業
	84 保健衛生（840を除く全て） 対象外
	840 保健衛生のうち 管理、補助的経済活動を行う事業所
	850 社会保険・社会福祉・介護事業のうち 管理、補助的経済活動を行う事業所
	851 社会保険事業団体 対象外
	852 福祉事務所 対象外
	853 児童福祉事業
	854 老人福祉・介護事業
	855 障害者福祉事業 対象外
	859 その他の社会保険・社会福祉・介護事業
Q 複合サービス事業	86 郵便局
	87 協同組合（他に分類されないもの） 対象外
R サービス業（他に分類されないもの）	88 廃棄物処理業
	89 自動車整備業
	90 機械等修理業（別掲を除く）
	91 職業紹介・労働者派遣業
	92 その他の事業サービス業
	93 政治・経済・文化団体 対象外
	94 宗教 対象外
	95 その他のサービス業
	96 外国公務 対象外
S 公務（他に分類されるものを除く）	97 国家公務 対象外
	98 地方公務 対象外
T 分類不能の産業	99 分類不能の産業

※申請書「1 申請者の概要」において業種を記載する際は、
日本標準産業分類の最新の分類を確認のうえ、ご記入ください。
なお、自社が該当する分類のお問い合わせには応じかねます。
下記URL等を参照し、必ずご自身でご確認ください。

◆ <https://www.e-stat.go.jp/classifications/terms/10>

※「分類に関するQ&A」（総務省）

複数事業を行っている場合の考え方等が記載されています。

◆ http://www.soumu.go.jp/main_content/000317696.pdf

業種	中小企業		小規模企業
	資本金及び常用従業員数		常用従業員数
製造業・その他	3億円以下、又は300人以下		20人以下
卸売業	1億円以下、又は100人以下		5人以下
小売業	5,000万円以下、又は50人以下		5人以下
サービス業	5,000万円以下、又は100人以下		5人以下
旅館業	5,000万円以下、又は200人以下		5人以下